

土浦市規則第30号

土浦市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (2) 登録住宅型式性能認定等機関 住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。
- (3) 住宅型式性能認定 住宅品質確保法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいう。
- (4) 住宅型式性能認定書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいう。
- (5) 認証型式住宅部分等 住宅品質確保法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。
- (6) 型式住宅部分等製造者認証書 住宅品質確保法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。
- (7) 特別評価方法認定書 住宅品質確保法施行規則第80条第1項に規定する特別評価方法認定書をいう。
- (8) 登録試験機関 住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。
- (9) 特別評価方法認定 住宅品質確保法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。
- (10) 地区計画等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等をいう。

(1 1) 住宅性能評価 住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。

(市長が必要と認める図書)

第3条 省令第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。

(1) 登録住宅性能評価機関の審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(2) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定又はこれと同等の確認(以下「住宅型式性能認定等」という。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定等を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅である場合 当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書又はこれと同等の確認書(以下「住宅型式性能認定書等」という。)の写し

(3) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅である場合 型式住宅部分等製造者認証書の写し

(4) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)第3に規定する長期使用構造等とするための措置についての基準と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合 特別評価方法認定書の写し又は長期使用構造等とするための措置についての基準と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書。この場合において、登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法若しくは特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析若しくは測定又は登録試験機関が行うこれと同等の試験(以下「試験等」と総称する。)を受けたときは、当該試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。

(5) 法第6条第1項第3号に掲げる基準(以下「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準」という。)に関し、地区計画等に適合する旨を証明する書面が交付されている場合 市が交付する当該地区計画等に適合する旨を証明する書面の写し

(6) 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に関し、地区計画等に適合する旨を証明する書面が交付されていない場合 当該地区計画等に適合することを確認できる図書(市長が不要と認める図書)

第4条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 前条第1号に規定する適合証を提出した場合にあっては、各種計算書（構造計算の概要を記載した図書を除く。）

(2) 市長が次に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、次に掲げる事項を記載した図書

ア 住宅型式性能認定書等の写しを提出した場合にあっては、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請（以下「長期優良住宅建築等計画認定申請」という。）に係る図書（以下「申請図書」という。）に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認証書等において、住宅性能評価の申請（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画認定申請）において明示することを要しない事項として指定されたもの

イ 型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した場合にあっては、申請図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（認定申請の取下げ）

第5条 長期優良住宅建築等計画認定申請又は法第8条第1項の変更の認定（以下「長期優良住宅建築等計画変更認定」という。）の申請をした者は、市長が当該申請に係る認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第1号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第6条 市長は、法第6条第1項の規定による認定をしないときは、認定しない旨の通知書（様式第2号）により前条の申請をした者に通知するものとする。

（建築及び維持保全の状況の報告）

第7条 法第12条の規定による報告の請求は、報告請求書（様式第3号）を交付して行うものとする。

2 法第10条に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、前項の請求を受けたときは、建築及び維持保全の状況報告書（様式第4号）に当該請求された報告の内容を説明する図書を添えて、市長に報告

しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、同項の報告が認定長期優良住宅の建築工事の完了に係るものであるときは、認定計画実施者は、工事完了報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（改善命令の方式）

第8条 法第13条第1項又は第2項の規定による改善の命令は、改善命令書（様式第6号）により行うものとする。

（取りやめる旨の申出）

第9条 法第14条第1項第2号の申出は、取りやめる旨の申出書（様式第7号）の正本及び副本に省令第6条の通知書（長期優良住宅建築等計画変更認定を受けた者にあつては、同条の通知書及び省令第9条の通知書）を添えて、市長に提出して行わなければならない。

（取消しの通知）

第10条 法第14条第2項の規定による通知は、取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。